

小田急グループ健康保険組合は、 みなさまの

禁煙の

決意を サポートします!



～通年実施はじめました～

たばこがやめられないのは、意志の弱さではなくニコチンのもつ強い依存性が原因です。このような状態を「ニコチン依存症」といい、治療が必要な病気とされています。医療機関の「禁煙外来」を受診すると、医師から自分にあったアドバイスを受けられるほか、禁煙補助薬を処方してもらえるので禁煙の成功率が高まります。当健保組合では、健康保険適用の禁煙外来治療を終了した被保険者を対象に補助金制度を導入しましたので、ぜひご利用ください。なお、補助金支給には条件があります。

たばこは、吸っている本人だけでなく、周囲の人たちの健康にも受動喫煙という形で影響を与えています。自身のため、家族のためにも禁煙にチャレンジしてみませんか？

実施要領

| 対象者：被保険者(ご家族の方は除きます)

| 申請条件：①禁煙チャレンジ宣言書の提出(初診前に提出)

※禁煙チャレンジ宣言書の提出から1ヶ月以内に禁煙外来初診を受けてください。

②禁煙外来治療(保険適用)全5回受診(5回未満の通院は補助金支給の対象としません)

③宣言書提出～補助金申請時まで当健保組合の被保険者であること

| 補助金：10,000円

(ただし、自己負担額が10,000円に満たない場合は実費を支給)